

令和6年度 認知症介護基礎研修 実施要項

1 目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

2 実施主体 山口県

3 実施機関 一般社団法人 山口県介護福祉士会

4 対象者

- (1) 山口県内に所在する介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者

※令和3年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に、無資格の介護従事者に対し認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。(新卒・中途採用を問わず、新入職員の猶予期間は1年です)

※義務付けの対象外となる資格は、別紙を参照してください。

- (2) 認知症に関する基礎的な知識、技術等の習得が必要な者

5 定員 300人

6 実施期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

7 研修内容

- (1) 本研修は、eラーニング形式で研修カリキュラムの全てをパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を使用し、インターネットを利用して受講する学習方法です。いつでもどこでも学習できるため、受講者の都合に合わせて学習を進めることができます。

- (2) 科目

「認知症の人の理解と対応の基本」(講義動画の視聴、確認テストの回答)

内 容	講義動画時間
序章 認知症を取り巻く現状	10分
I 認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	25分
II 認知症の定義と原因疾患	20分
III 認知症の中核症状と行動・心理症状の理解	30分
IV 認知症ケアの基礎技術	60分

※動画は約150分です。各章の後に確認テストがあります。

動画の中で学んだ内容に関する問題が○×形式で5問出題され、全問正解すると次の章に進むことができます。

※外国の方向けに、やさしい日本語(N4レベル)又は5か国語(英語・ベトナム語・インドネシア語・中国語・ビルマ語)の補助テキストがダウンロードできます。(受講動画はやさしい日本語のみ)

8 受講料 5,000円（eラーニングID利用料を含みます）

9 申込手続

(1) 申込方法

ア 山口県介護福祉士会への研修申込

所定の申込書に必要事項を記入し、本会事務局へFAXしてください。

山口県介護福祉士会ホームページ（<https://www.yamaguchi-kaigo.jp/>）の申込フォームから申込みすることもできます。

イ 事業所登録

eラーニングシステムトップページ（<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>）の事業所登録フォームから登録してください。その際、自治体名は山口県介護福祉士会を選択してください。

※事業所登録は、受講者ではなく事業所責任者が行ってください。

※既に山口県介護福祉士会を実施機関とする事業所コードを取得されている場合は、事業所登録は不要です。

ウ 受講者登録

eラーニングシステムトップページ（<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>）の受講申込はこちらから受講者登録をしてください。

※申込には、受講者専用のメールアドレスが必要です。所属先の代表メールアドレスは使用できません。また、同一のメールアドレスで複数の受講者が重複登録することもできません。

※登録方法は、認知症介護基礎研修eラーニング案内サイト（<https://kiso-elearning.jp/>）を参照してください。

※受講者登録は研修申込後1週間以内に完了してください。

(2) 申込受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）

※上記期間以外の申込は受け付けません。

(3) 受講決定

eラーニングシステムでの受講者登録確認後、事業所及び受講者の登録メールアドレスに受付完了のメールを送信します。後日、事業所宛てに受講決定通知を送付します。

10 受講料の納入について

(1) 受講決定通知と併せて振込用紙を送付しますので、指定された期日までに振込んでください。振込手数料は別途、各自で負担してください。

(2) eラーニングシステムでの受講者登録後2か月以内に入金がない場合は、キャンセルとして取扱います。

(3) 受講料振込後に申込をキャンセルされる場合は、ID利用料及び振込手数料を差し引いた金額の返金となりますので、ご了承ください。

なお、既に受講を開始されている場合は、返金はできません。

11 受講上の留意点について

- (1) パソコン、タブレット、スマートフォン等の機器は各自で準備してください。
なお、受講に係る通信費は各自で負担してください。動画コンテンツを含むものになるため、定額プランでの視聴を推奨しています。
- (2) 不明点がある場合は、eラーニングシステム (<https://dcnet.marutto.biz/>) の「?お困りの場合はこちら」を参照してください。
- (3) 登録情報に変更が生じた場合は、本会事務局に連絡してください。
- (4) 事業所責任者は、受講者が実施期間内に受講を終えるよう管理をお願いします。

12 修了証書について

各章の動画を視聴し、確認テストを全て合格すると修了証書が発行されます。修了証書（PDF）は、システム上で発行されますので、受講者マイページから取得し、必要に応じて印刷して保管してください。

13 個人情報の取扱いについて

申込書等に記載された個人情報は、本研修の運営管理のみに使用します。

14 申込・問合せ先

一般社団法人 山口県介護福祉士会

事務局 担当：中原、豊島

〒754-0893 山口市秋穂二島1062（山口県セミナーパーク内）

TEL：083-987-0122 FAX：083-987-0125

E-mail：info@yamaguchi-kaigo.jp

HP：https://www.yamaguchi-kaigo.jp/

別紙

【認知症介護基礎研修の義務化の対象外となる資格等】

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 介護職員初任者研修修了者
- ・ 生活援助従事者研修修了者
- ・ 介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者
- ・ 社会福祉士
- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 薬剤師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ あん摩マッサージ師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 認知症介護実践研修修了者（実践者・リーダー）
- ・ 認知症介護指導者養成研修修了者 等